

令和6年3月教育委員会定例会 議事録

日時 令和6年3月14日（木）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和 6 年 3 月 教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和6年3月15日（木） 15時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	廣田委員、伊東委員、芹野委員、松山委員
出席職員	前川教育長、狩野教育次長、桑宮教育次長、岡野義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、植松高校教育課人事管理監、石橋特別支援教育課長、加藤生涯学習課長
開 会	（前川教育長） それではただいまから3月定例会を開会いたします。 なお本日は嶋崎委員より、所用により欠席する旨連絡をいただいております。 本日の議事録署名委員を私の方から指名をさせていただきます。 議事録署名委員は廣田委員、芹野委員の両委員にお願いいたします。
前回会議録承認	次に、2月定例会の議事録でございますが、各委員に送付をされておりますが、承認ということでよろしいでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり。
第 3 3 号 議 案	（前川教育長） ありがとうございます。ご異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします。それでは各委員ご署名をお願いいたします。 本日、提案されている議題のうち、冊子2、冊子3、冊子4につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり。 （前川教育長） ご異議ないようですので、そのように進めて参ります。 それでは、「定例教育委員会 冊子1」について審議いたします。 第33号議案について提案理由を説明願います。 （田川高校教育課長） 第33号議案「長崎県立学校管理規則の一部改正について」ご説明いたします。冊子1の1ページをご覧ください。提案理由の1つ目は令和2年度に募集停止とした松浦高校普通科の生徒が今年度で

質 疑	卒業したことに伴い、学科を廃止するため、第2条関係の別表第1について、改正を行おうとするものであります。2つ目の提案理由といたしましては、県立北松西高等学校の連携型中学校の記載について小値賀中学校六島分校の廃校により、「六島分校除く」という表記が不要になったことに伴い、第5条の2について改正を行おうとするものであります。提案理由の3つ目は、教育委員会が副舎監に専任の会計年度任用職員を任命することに伴い、第36条について改正を行おうとするものです。現行の規則では、副舎監の任命は当該学校の助教諭、講師または実習助手に限られておりますが、これからの離島留学検討委員会の中で、教員の負担軽減の改善策として挙げられた舎監業務従事職員の配置に伴い、改正しております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。 (前川教育長) ありがとうございました。これより第33号議案について質疑討論を行います。ご質問、ご意見はございませんでしょうか。 (廣田委員) 提案理由の1と2は、これは当然学校がなくなったということですのでいいんですが、3番目については説明があった離島留学に関することで、舎監業務を先生から会計年度任用職員でできるようにするということだと思いますが、会計年度任用職員という言葉、以前不祥事に関する内容の時に耳にした覚えがあります。会計年度任用職員という言葉、最近よく聞きますが、どういう制度なのかということ、をまずお尋ねしたいのと、今回副舎監となっていますが舎監を命ずることができるようにしてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。 (犬塚教育政策課長) 今お尋ねいただいた内容の前半部分である、会計年度任用職員という職名とその内容についてのご説明いたします。令和2年度だったかと思いますが、それまでは非常勤職員ということで嘱託職員等がおりました。その身分といたしましては地方公務員法でいうところの特別職になっておりまして、私どものような一般職とは違うものでございました。その結果、例えば守秘義務に該当しないなどといったいろいろな問題があり、また特別職というのは通常知事であったり、教育長であったり、議員であったり、専門的な能力をお持ちの方が該当いたしますので、ふさわしくないのではないかとということで、これを非常勤から一般職に改めていくときに始まったのが会計年度任用職員という身分でございます。以前で言うところの非常勤職員で、任用といたしましては基本的に単年度、4月から3月までの1年度を上限に任期を設定するためそのような職名になっております。
------------	--

採 決 可 決 第 3 4 号 議 案	(田川高校教育課長) 質問の後半について、私の方から回答させていただきます。舎監と副舎監という記述につきましては、学校管理規則の中で2つを明確に分けておりまして、舎監の方は教育を行うという形で規則上決めております。副舎監の方は、講師ですとか実習助手ですとか、指導教員に準じる職ということで、管理規則上は教育を行う職としては位置付けられておりません。そういったことで会計年度任用職員は舎監ではなく副舎監の方に分類しているということでございます。 (廣田委員) やはりこの舎監や副舎監というと、ある程度人格がしっかりした人にやってもらわないと、生徒たちの衣食住をはじめ生活全般のことの指導もあると思いますので、私が会計年度任用職員という言葉を知ったのは不祥事からということもあり、会計年度任用職員全般にも言えることですが、不祥事のニュースを聞くたびに思うことがありますので、任命にあたってはその辺のところをきちんとやってほしいという思いがあります。 (田川高校教育課長) 任用についてはまさしく今廣田委員がおっしゃられたとおりでございます。やはり同じ宿舎の中に寝泊まりをするということになりますので、わいせつ事案ですとか、そういったことがないようにしっかりと留意する必要があるかと思っております。人選につきましましては、教職を退いた退職された方ですとか、そういった方々を中心に人物面を精査しながら、任用していきたいと考えております。 (前川教育長) 他にご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質疑討論をとどめて採決いたします。第33号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり (前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 続いて第34号議案について提案理由を説明お願いいたします。 (田川高校教育課長) 冊子1の4ページ、第34号議案「長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明をいたします。提案理由といたしましては、高等学校の普通科の通学区域、いわゆる学区に

質 疑	ついて現在の通学状況等を踏まえた学区割りにするために、長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正しようとするもので、今回この第34号議案では、学区に関する2点の変更をお諮りいたします。議案の内容に入ります前に、資料には記載しておりませんが、学区について簡単にご説明をいたします。農業、工業、商業などの専門高校については学校数が少ないため、県下全域を1つの学区としておりますが、普通科につきましては地域に偏りなく設置をしておりまして、その均衡を保つために本土地区でいけば4つの学区を設けて、異なる学区の高校を受検しようとする場合は、その学区外からの割合は7%以内と規則で定めているところです。 それではまず規則の改正について1点目ですが、主な改正趣旨の1と、合わせて7ページにお示ししている学区をお示ししている地図をご覧ください。これまで西海市におきましては西海市全体を県南学区としておりました。地図で大崎と示しておりますのは大崎高校を示しておりますが、その大崎高校のある大崎中学校区は県南学区よりも全国学区に近く、佐世保市内の普通科高校に通学している生徒がいるのが現状でございます。一方西海市の南部につきましては県南学区に近く、西彼杵高校の生徒の中には県南学区から通ってくる生徒もいるというのが現状でございます。そのため今回この改正では西海市を2つの学区に分けまして、西海市のうち大崎中学校区以外を県南学区、西海市のうち大崎中学校区を県北学区に改めるとともに大崎高等学校を県北学区に改めたいと考えております。ただし西海市内にある高等学校には志願できることといたします。 2点目の改正点についてご説明をいたします。先ほど説明いたしましたように、現行の規則では他の学区にある高等学校への入学志願につきましては、募集定員の7%以内の範囲において入学を許可することができるとしております。しかしながら、直近3ヵ年における入学者数が募集定員の80%未満である学校においては、募集定員の7%を超えて入学を許可することができることといたします。これにより、入学者が定員を大きく下回っているような学校においては、学校の魅力化により他の学区から7%を上回っても、生徒を確保することができるようになります。また、通学区域を全県域としている選抜による入学者は7%の枠には含めないことといたします。つまり、次年度から実施をいたします新たな入学者選抜制度で申し上げますと、特別選抜のうち自己推薦1と、今回新たに設けましたチャレンジ選抜がこれに該当いたします。適用は令和6年4月1日からとしております。以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。 (前川教育長) これより第34号議案について質疑討論を行います。ご質問、ご意見はございませんか。 (廣田委員)
------------	---

これはおそらく西海市にある大崎高校と西彼杵高校の一般選抜において、子どもたちの状況に合わせての改正だと思いますが、西彼杵高校に例えば県北から来ている生徒はあまりいないのか、大崎高校に県南から来てる生徒たちはあまりいないのか、つまり今回の改革によりどういうメリットがあるのかを教えてください。

（田川高校教育課長）

まず1点目です。西彼杵高校に県北地区からの生徒はいないのかということですが、現状数としてはそう多くはございません。しかし今年度からバレー部の生徒が西彼杵高校に入ってきていることに関係しますが、西彼杵高校は入学者が募集定員を大きく下回っていることから、7%の枠を設けておりますと部員を獲得するのに人数が限られてしまうという弊害がございました。いわゆる7%の枠に関して今回2つ目の提案で、定員未充足の学校については7%の枠を柔軟に設定して入学者を選抜しようという形にしているところでございます。大崎高校は野球部がございましたので、県北を中心に一部県南からの入学者もおります。

（廣田委員）

普通科高校については今定員を満たしてる高校は、長崎の5校、諫早の2校、佐世保の3校ぐらいで、それ以外のところはほとんどもう定員未充足になっている状況だと思います。私が知りたいのは7%を適用してる学校がどのぐらいあるのか、県教委へ報告があるんでしょうか。

（田川高校教育課長）

7%枠を適用して不合格にしたケースについては高校教育課へ報告が上がってきております。今年度実施した前期試験の結果でいきますと、7%の枠を超えて出願のあった学校が県下で6校ございます。

（廣田委員）

予想より非常に少ないという感じがします。第4条の2に募集定員の80%未満の場合は、とありますが、その80%という線引きについては取り払ったほうがいいのではないかと思います。なぜここで80%という基準を設けたのかが少しわからなかったんですよ。先ほど高校教育課長の話にあった6校というのは、おそらく私がさっき言ったような学校だと思うんですが、これは一定の効果があると思うんですよ。例えば離島の五島から長崎の東高や西高に来る生徒たちが7%の枠を超えて入れないということは、結局地元の生徒数を減らさないということに繋がっていきますので、それはそれとして意義はあると思いますが、今のこの状況でなぜこのような80%という線引きになったのかということを説明してください。

(田川高校教育課長)

８０％というラインを設けた理由といたしましては、やはり入試でございますので、その年によって入学者の志願者数も上下するだろうということで、ある程度幅を持たせるために８０％という線引きをさせていただきました。

(廣田委員)

はっきり言いますと、もう完全に未充足になってる学校はこの７％を取っ払うということを新たに設けてもいいのではないかと私は思ったんですね。確か島原高校あたりも今年も定員に達しなかったと思います。そういう学校にあってはもう７％の枠は取ってしまって、工業高校や、農業高校と同じように、もう全県を学区にしてしまえばいいのではないかと思います。

(田川高校教育課長)

入学者選抜を実施している県立高校の中には、未充足の状態が９５％の学校があったり、９０％の学校があったり、年によって１００％を超えたりというような形になってますので、８０％でラインを引くと、例年明らかに定員が未充足となる学校についてカバーできるだろうという予測のもとで設定しております。

(廣田委員)

先ほどの意見ですから、もしも将来的にもずっとその定員が埋まらない学校については学校の判断によって、もちろん定員が充足している例えば東高や西高がそれをやるということは違うと思いますが、もう完全に生徒数が足りなくて存続の危機にあるという学校については、この条項を取ってもいいのではないかと考えておりますので、将来的に検討していただきたいと思います。

(田川高校教育課長)

ありがとうございました。私たちも同じような思いであります。慎重を期すために、８０％という線引きをさせていただきましたけれども、今後の入学者選抜の動向を見ながらまた今後ご提案させていただきますと思います。

(前川教育長)

はい。ありがとうございます。

(芹野委員)

今の件は８０％未満の学校は７％を超えて許可できるので、８０％行かなければ、入れるということなんで、廣田委員のご心配はないのかなっていう文章になってるかなと思うんです。場合によってはその８０から１００の間の場合に、この７％ということになるということですよね。

採 決	(田川高校教育課長) はい。 (前川教育長) 他にご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質疑討論をとどめて採決いたします。 第34号議案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり。
可 決 第35号議案	(前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第34号議案は原案の通り可決することに決定されました。 続いて、第35号議案について、提案理由の説明をお願いいたします。 (岩尾学芸文化課長) 冊子1の8ページをご覧ください。第35号議案「文化財の県指定について」提案理由等をご説明いたします。今回の指定案件は、有形文化財美術工芸品として諫早市所在の天祐寺所有の木造如意輪観音坐像と、無形民俗文化財として、平戸市に所在する生月勇魚捕唄保存会の生月勇魚捕唄の2件を、新たな県指定文化財として指定しようとするものであります。9ページをご覧ください。天祐寺の木造如意輪観音坐像についてですが、次ページに写真がありますのであわせてご覧ください。ヒノキとみられる材を用いた寄せ木づくりの像で、高さは53.5センチです。目には玉眼と呼ばれる裏から水晶板を当てる技法を用い、着衣部に截金と呼ばれる細く切った金箔で文様を表現する技法が用いられた跡が残っています。また、像全体は赤梅檀を用いた檀像を模して、赤黒く彩色されています。持物や指先などの一部は後の時代に補われたものですが、像自体はその表現や構造から13世紀前半の慶派と呼ばれる一派の仏師によって作られたものと考えられ、この時代の優れた作例であると評価されています。このように、檀像風の截金が施された像は鎌倉時代以降に作られるようになりますが、この像はその中でも古い例であり、鎌倉時代の彫刻を考える上でも重要なものと考えられています。また、令和2年度に県指定となった同じく天祐寺所有で、江戸時代に作られた天祐寺の木造四面菩薩坐像と表現に共通点が見られることから、この像から影響を受けた可能性が考えられます。この像が地域にとって重要なものであったことが推測され、諫早市を中心とする県央地域での信仰や仏像製作の在り方を考える上でも大きな意義があるとされています。 11ページをご覧ください。生月勇魚捕唄は1番から7番までの

質 疑	歌と、大漁唄、尺八節などで構成されます。写真のように締め太鼓を、撥を高く振り上げて早いテンポで連打し、大きな声で歌うのが特徴です。現在は正月の初打ちや奉納相撲の土俵祓いの他、婚礼などの祝い事において披露されています。江戸時代に日本最大の鯨組であった益富家の本拠地として栄えた生月島壱部浦の羽指踊りが由来で、その様子は次ページの江戸時代の絵巻、勇魚取絵詞にも描かれています。古式捕鯨漁の文化的要素を示すものであり、平成19年度に県指定史跡となった益富家住宅などとあわせて、生月島における捕鯨文化を伝える貴重な文化財であります。保存会によって長く継承され、今後も維持される見通しであることから指定を行うものです。以上、新たな県指定について先日開催した長崎県文化財保護審議会から答申をいただいております。長崎県指定文化財としてふさわしいものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。 (前川教育長) ありがとうございました。これより第35号議案について質疑討論を行います。ご質問、ご意見はございませんでしょうか。 (廣田委員) 文化財の指定について異議はありませんが、個人的な関心として、初めてこの10ページの仏像見たときに長崎県としては珍しいものではないかなと思ひまして、長崎県の仏像と言ったら韓国や中国から渡来したものや、韓国との盗難の問題もあったかと思いますが、まずこの像は誰が作ったのか、日本でできたものなのかあるいは外国由来のものではないのか、わかっていれば教えてください。 (岩尾学芸文化課長) この像自体は日本で作られたものになりまして、先ほど説明の中でもありましたが、構造などの特徴から作者は13世紀前半の慶派の仏師が作ったと考えられておりますけれども、具体的に誰が作ったということは判明しておりません。 (廣田委員) この仏像を見た時にタイやチベットのラサで見られる仏像のような感じがしましたので、こういう姿勢の仏像というのは長崎県としては非常に珍しいのではないかと思います。そういったところの話をもうちょっと聞きたいのですが。 (岩尾学芸文化課長) この姿勢につきましては、如意輪観音坐像を表すものでございまして、頬に手を添えて考え事と言いますか思考を巡らせている様子を表しているということでございます。
------------	--

	(廣田委員) 素人の私が見ても本当に素晴らしいものだと感じますので、広報等で県民の皆様にきちんと知らせていただければと思います。 (前川教育長) お願いします。これは天祐寺所蔵ということで、実は私は10年ぐらい諫早市に住んでいたんですが、全く存じ上げませんでした。松山委員はお住まい諫早市ですが、御存じでしたか。 (松山委員) 私も恥ずかしながら、存じあげませんでした。 (前川教育長) 天祐寺は行かれたことはありますか。 (松山委員) 前を通るくらいです。 (前川教育長) そうですね、私も前を通ったことがあるくらいで、立派なお寺だなと思っていました。 (廣田委員) 少し関連しますが、今回の仏像は今誰でも見ることができる状況になっているのでしょうか。 (岩尾学芸文化課長) 今現在は一般に公開はしていないということを所有者様からは伺っております。 (前川教育長) 今後どうなんでしょうか、可能性として。 (岩尾学芸文化課長) 安置場所などの問題がありまして、その場所によって一般公開しやすい等の問題もございますので、今のところ公開していませんということで所有者様からは伺っています。 (廣田委員) この仏像は素人の私が見ても非常に珍しいものだと思いますのでおそらく県民の皆さんの反響もあると思います。県の美術の展覧会などといったイベントの中でお借りして展示するなどということとはできないのでしょうか。 (岩尾学芸文化課長)
--	---

採決	まだ所有様とお話をしておりませんので、今後展示できるかどうかを含めて、公開については検討させていただきます。 (前川教育長) 他にご質問ございませんでしょうか。 (芹野委員) 興味本位ですみません、有形文化財の場合は物があるのでわかりやすいですが、無形文化財の場合はそのものがありませんよね。その無形のものをどうやって伝承と言いますか、守っていくのか、何が基本になるのか、そういった判断をどうやっているのかを教えてください。 (岩尾学芸文化課長) 無形のものに関しましては、例えば先ほどの生月勇魚捕唄で言えばどういった出自があって、どのように伝承されてきていて、この生月勇魚捕唄で言えば保存会が作られていて、今後もきちんと継続されていくということが見込まれるということで、指定をさせていただいております。 (前川教育長) 他にごございませんでしょうか。よろしいですか。それでは質疑討論をとどめて採決いたします。第35号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり。
可決 報告事項(1)	(前川教育長) はい。ご異議ないものと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 続きまして報告事項に入ります。報告事項(1)について説明をお願いします。 (田川高校教育課長) 「離島留学制度の改善策について」ご説明をいたします。この改善策につきましては、先月の定例教育委員会でご報告をし、ご意見をいただいたところでございました。その後3月6日になりますが、県議会の文教厚生委員会においても説明をいたしました。本日もご提示しております資料は、前回いただいたご意見を踏まえ、修正したものになります。なお定例教育委員会における公開の場での説明は今回初めてということになりますので、先月の説明と重複する部分もありますが、その点まずご了承いただければと思っております。 それでは別冊冊子の1ページの目次をお開きください。2ページ

から10ページが説明資料になります。また13ページからは説明資料についてさらに詳細内容を記載した資料編ということになります。先日の教育委員会でのご指摘を踏まえて、2つの資料に分けていたものを1冊にまとめ、修正を加えて見やすい形にさせていただきました。2ページをご覧ください。1に記載しております(1)から(4)の記載事項は、報告書で提案された改善の柱の4項目になります。2月の定例教育委員会において、(1)の柱が内容として大きく、今回の案件を受けて緊急的な事案が発生したときの連絡体制やその他の対応が1つになっていてわかりにくいというご指摘をいただきましたので、2にはその改善の柱の(1)から(4)の項目ごとの改善策の全体像として体系図を記載いたしました。具体的な取り組みについては、予防措置と緊急時の対応を分けて整理しております。

それでは具体的な取組事項について、3ページから主なものについてご説明いたします。まず「(1)生徒やしま親に対するサポート体制の強化について」です。①生徒がSOSを発信したときの組織的な対応の強化になりますが、今回各校において、3つの組織を構築することといたしました。まずは、図1の一番上にある離島留学推進協議会についてですが、これは大本の会議で、制度の運用や地域における見守り機能について検証する会であり、その中でしま親の承認などを行うこととしています。続いて左下の離島留学支援チームです。緊急事態や、学校やしま親だけでは解決できない懸案事項が生じた際に速やかに連携し、学校への支援や助言を行い、解決を図ることを目的としています。続いて右下のしま親連絡協議会につきましては、しま親と保護者が信頼関係を深めたり、しま親の研修を行ったりする会となります。

続いて、資料5ページの危機管理マニュアルについてご説明いたします。図2をご覧ください。こちらは離島留学生に特化した、危機発生時の連絡及び支援体制になり、緊急事態が発生した場合には、校内で情報とその後の対応を共有するとともに、先ほどご説明しました離島留学支援チームとともに情報を共有し、外部機関とも連携して迅速な対応を図ることとしています。

続いて6ページの、心の不調を早期にキャッチするための心の健康観察Webシステムの導入についてご説明いたします。導入の背景は、これからの離島留学検討委員会の中で、SOSを発することのできる生徒への支援策だけでなく、SOSを発することのできない生徒への支援策についても検討すべきとのご意見をいただいたことに基づく対応となります。具体的には、生徒が所有するタブレット端末を用いて、質問に回答することで心の不調をキャッチするシステムになっております。

続けて、「②しま親が1人で悩みを抱え込まないような体制づくりについて」です。丸の2つ目、しま親選定の条件づくりにつきましては、四角囲みをご覧ください。このしま親の条件につきましては、県議会の文教厚生委員会や、離島半島特別委員会でも、質の担

保を図るという意味で、しっかりと条件を定め、新規のしま親については審査すべきとのご意見をいただいております。そうしたことを受け、しま親の条件を今回整理し、その条件を枠囲みの中の①から⑥に記載をいたしました。また資料編の18ページに、しま親の担う役割として、住環境であれば1人1部屋を提供することですとか、エアコンを設置することなどを明文化し、また食事は毎日3食提供することや、保護者への対応やけがや病気をした際の学校との連携のあり方を記載しております。

資料7ページをお願いいたします。2つ目の丸、しま親同士の情報交換会及び研修会の実施についてですが、こちらはしま親に対する研修会の具体的な内容となります。生徒理解やアンガーマネジメント研修、栄養管理、危機管理や人権教育について年2回実施するしま親連絡協議会の中で実施することとしております。

資料8ページをご覧ください。学校に設置している離島留学支援員の増員と役割の明確化についてです。今回の増員により、県内に計3名だった支援員を倍増し、6名を配置する予定としております。またこれに伴い、支援員の業務内容も明確化し、そのための研修を実施することとしております。

続けて「(2) 生徒の受入体制の見直し」について、①は入学前のアセスメントの実施についてです。報告書の中で、専門家を交えたアセスメントを入学前にしっかり行い、ミスマッチを防ぐことが重要であるとのこと指摘をいただいていたため、丸の1つ目、留学生の受入条件づくりとして、アセスメントの前段階の留学生の受入条件として、受検前には必ず来校し、体験入学へ参加することや、入学後においても保護者の関わりが薄いケースもあったため、保護者の責務や、加えて離島留学生が果たすべき役割を明文化いたしました。また、丸の2つ目で専門家のアセスメントとして、体験入学で来校した際に23ページの資料9のアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえてスクールカウンセラーや支援員の同席のもと親子面談を実施し、入学後親元を離れて充実した3年間の高校生活を送ることができるかどうかについて確認を行います。体験入学後も複数回オンライン面談を行い、意思確認を行っていくことで、入学後のミスマッチを防いでいきたいと考えております。資料は9ページをご覧ください。②には、しま親への名称を変更した理由を記載しております。なお、26ページの資料12は、児童福祉法上の里親の役割と離島留学制度のしま親の役割の違いを記載しています。なお2月の定例教育委員会を受け、下宿の説明を削除しております。9ページに戻りまして、③親子留学の導入についてです。次年度から親子留学の制度を新たに設け、制度の拡充を図ることとし、親子留学を活用するひとり親世帯などの保護者に対し助成をする制度を創設しました。

続けて、「(3) 制度に対する地域全体での見守り」についてです。留学生の人間関係が学校やしま親だけに限定されないよう、様々なボランティアや行事に参加する機会を設け、島内の様々な大

質 疑	人と交流する機会を増やしたいと考えております。 最後に10ページをご覧ください。「(4) 教員の負担を軽減する環境づくり」につきましては、2校には寮が整備されておりますが、教員の舎監業務の負担を軽減するために、舎監業務従事職員を新たに3名雇用することとしており、教員の負担を軽減し持続可能な離島留学制度へとその充実を図っていきたいと考えております。 今後の予定につきましては、この改善策を本日の定例教育委員会後に県教育委員会のホームページで公表するものとしております。また改善策については、新年度に入り4月に離島留学実施校の保護者やしま親に対しても説明を行い、周知していくこととしております。説明は以上になります。 (前川教育長) はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。 (廣田委員) 私が気になっているのは6ページに書いてありますしま親の条件についてですが、やはり今、しま親のなり手が少ないのではないかと思います。ここにも書いてあるとおり、しま親が過度の負担を負わないようにするということは非常に大事なことで、しま親に対してある程度市が補助をするなどといった条件面をきちんとやっていかないと、将来的にしま親になる人がいなくなるんじゃないかと思っています。条件としては確かに最も良いことがいっぱい書いてありますし、必要なことだとは思いますが、なり手が少ない状況にあってこういう条件だけでやるのではなく、経済的支援について、わずかならうとは思いますがあるということはどこかに書くなどする必要があると思いますが、どう考えますか。 (田川高校教育課長) 今おっしゃられたとおり、まさしくしま親のなり手が大変不足しておりまして、苦慮しているという現状がございます。そのため新たにしま親になっていただく場合には、例えばエアコンを設置したり部屋を改造したりといったような初期投資が必要になってくるケースがございますので、そういった経費を補助できないかということ、現在政府に対して政策要望という形で届けているというところでもあります。また一方で長期的な目で見えていきますと、高齢化している現状を踏まえ、しま親の体制から、寮の体制ですとかそういったことも検討しなければならないと考えておりまして、そのような両輪で、こちらとしては進めていかなければならない問題だろうと考えております。 (廣田委員) 今回非常によかったのは、7ページの1番下の条件の中にも書い
------------	---

てありますが、この児童福祉法第30条による届出で、市の福祉部局と連携できるようになったということは非常に大きいと思います。やはり教員や学校だけ、教育委員会だけで対応してたのが、この福祉部局が入ってくことで、状況把握や、相談体制ができるというのは、非常に大きいと思います。こういったことについてはしま親の方にもしっかり伝えていただきたいですが、この届出というのは教育委員会がやるんでしょうか。

（田川高校教育課長）

申請の様式は1枚ものでして、これは各しま親さんに書いていただいて、提出していただくといったものになっています。

（廣田委員）

やはり懇切丁寧な説明といいますか、相談が必要になってくるのではないかと思います。

（前川教育長）

他にございませんでしょうか。

（芹野委員）

いくつかあるんですが、まず資料が非常に見やすくなってるのが素晴らしいなと思います。それから6ページにあるしま親の条件について①から⑥で並んでいますが、最初に生活困窮者の話がポンと出てくるところに、何となく違和感がありますから、これでよければこれでいいとは思いますが、いったんこの記載の順番については見直されたらどうかと思います。それからしま親の役割という言葉が出てきて18ページから19ページの資料5を見るように書いてありますが、これは18ページの部分の記述を入れた方がわかりやすいのではないかなという気がしました。それから8ページに支援員を増員するとありますがこの役割のところについて、ただ数が増えるだけなのか、それとも増やすことで何かできるようになるのかというところもう少し詳しく教えていただきたいなと思います。最後に9ページの親子留学について、どんなケースを想定していて、どんな実例があるのかまたは今後どのように考えているのかをお聞かせいただきたいなと思います。

（田川高校教育課長）

先ほどおっしゃっていただきました、しま親の部分について経済的な困窮の部分が一番上にありますが、おっしゃるとおりですので、少し順番を入れ替えて妥当的な並びに変えていきたいなと思います。それから離島留学支援員の役割ということについてですが、今回増員するに当たりまして整理をしたものを21ページに記載しておりますので、お聞きいただいてよろしいでしょうか。今回3名から6名に増員し、学校によっては1名から2名を倍増するというこ

とになりますので、こちらに既存の業務内容と、それから新規の業務内容というのを分けてここに書かせていただきました。特に新規の業務内容ということでいきますと、新たな組織を立ち上げましたのでその組織をしっかり回していくための中心的な役割を担っていただきたいと思いますし、また入学前のアセスメントやその事後の指導で、教員がなかなかこの部分は行き届かないところもありますので、しっかりと子どもたちを入学前の段階から連絡体制をしっかりとって、本当に入学する意思があるのか、また入学後大丈夫なのか、そういったところをこの支援員の方々には担っていただきたいと思います。それから親子留学で想定されるケースについてですが、例えばひとり親世帯ですとか、あるいは離島留学のそれぞれの学校に興味を示しつつも、子どもを1人でやるのは少し心配だから親も行ってみたいという家庭に対して、これまでは経済的な補助といったものはございませんでした。今回構築した制度では例えばお母さんや保護者が留学生である子どもと一緒にやってくる場合につきましては、1家庭につき3万円を補助するということになります。

(芹野委員)

最後の部分をもう一度いいでしょうか。

(田川高校教育課長)

1家庭3万円、例えばこの親子留学を使ってお母さんと一緒にやってきた場合、いわゆる移住とは区別をしつつ、3年間限定でお母さんが子どもについて1人でやるのは心配だからというようなケースを想定しております。その背景には、これまで申し上げてきましたように離島留学にやってくる子どもたちの中には一定支援を要する生徒がいるという現状でございますので、親と一緒に来て補助を得ながら生活していく手だてを今回新たに制度として設けたところです。

(芹野委員)

親子留学のところについて制度を設けられたことは非常によかったと思いますが、その3万円の妥当性というか、普通親御さんがいらっしゃるときに親御さんはどこかで収入を得て、場合によってはどこかにお勤めになられてということもありますし、ちょっと別にお父さんお母さんどちらかの1人親であるということが悪いということではありませんが、収入源が1つであるという家庭もある場合に、果たしてこの制度が現実的に機能するのかなというところに少しだけちょっと疑問がありますので、教育委員会だけではなく移住を進める知事部局の中にいろいろな部署等々あると思いますので、そういうところと話を合わせた中で、より現実的でそういう人たちが来た方が幸せを感じられるような制度になっていくように、これからもっと研究していただければよりよいものになるかなと感じま

	した。それから支援員さんについては先ほどの資料でよくわかりましたが、週労でいうと40時間ぐらいはこの支援業務をされるっていう認識でよろしいですか。 (田川高校教育課長) この支援員は先ほどの議案にもありましたが、会計年度任用職員となりますので、週当たりでいきますと29時間程度となります。 (芹野委員) わかりました。しっかり業務時間を埋めるぐらいに業務内容を盛り込まれた方が、忙しいときは忙しいけれど忙しくないときが多いと何となくもったいない気がしますので、365日何らかの形で支援をなさるとのことだと思いうので、ぜひしっかりとお願いしたいなと思います。 (前川教育長) 他にご意見ございませんでしょうか。伊東委員。 (伊東委員) 前回の資料はとてもわかりづらかったのが今回すごく整理されていてわかりやすくなってるので、いろいろご苦労されたんだなと思います。少し気になるのは離島留学支援員の人数を増やしていますが、先ほどしま親のなり手の話もありましたけれども、こちらについてもこれからそういう方がちゃんと確保されるのかということところが気になります。この離島留学支援員やあるいはしま親研修会などは結構マンパワーが要る業務だと思いますので。ですのでそれだけのものがちゃんと補充できていくのかどうか、とても気になっているところではありますが、見通しとして大丈夫なんではないでしょうか。 (田川高校教育課長) ご心配はごもっともだと思っております。私たち事務局もそういったところは心配をしつつもそのためにも離島留学支援員を増員したという形になります。離島留学支援員が担うべき役割というのは非常に多岐に渡り、その人選も一筋縄じゃなかろうと思っておりますが、教員経験者や地元で信頼の厚い方にぜひ担っていただければという考えております。 (前川教育長) 現実的に今もう動いているんですね、地元の方では。 (田川高校教育課長) すでに学校の方には伝えておりまして、人選をしていただくよう
--	--

			にお願いしているところです。 (伊東委員) その学校にお伝えされて、その学校の反応と言いますか、これちょっと難しいんじゃないかとか、何とかなるでしょうか、どういった感じでしょうか。 (田川高校教育課長) 正直難しいかもしれないという回答もあっております。 (廣田委員) 先ほど舎監業務従事職員を設けるという説明がありましたが、舎監と副舎監の業務内容の違いがよくわかりませんので、後でいいですので、副舎監はどういうことに携わるのか、また副舎監というのは寮全体です。離島留学生以外の子どもたちの対応もするとなると、この制度の中に入っているのか、勤務時間が29時間の会計年度任用職員にそういった仕事をもってくるのは少し厳しいかなという思いがしましたので、そういうことを含めて、後でいいですので、舎監と副舎監の仕事の違いを教えてください。 (前川教育長) 先ほどの支援員の確保のところは、学校とよく連絡を取って、なかなか厳しいようだったら地域の自治体としっかり連携をとって確保を進めるように、伝えてもらえればと思います。よろしく願いします。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他にご質問等なければ、以上で報告事項について終了させていただきます。 次の冊子2からは、非公開で行いますので、報道関係者の皆様大変恐縮ですが、退席をお願いします。
冊 議 報	子	2 題 告	(別紙議事録)
冊 議	子	3 題	(別紙議事録)
冊 協	子	4 議	(別紙議事録)
			16時55分、本日の会議を終了